

P99 (追記)

○エスカレーターの定期報告制度の運用に係る留意事項について

エスカレーターの設置状況により直ちに是正することが困難な場合は当面の処置として、要是正部に注意を促す掲示等の対策を講じられている場合は特記事項欄に対策について記入してください。

○対象検査項目・検査事項

5(2) 転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵

ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間・外側板及び建物壁との進入防止用仕切板とのすき間
 ハンドレールから仕切板までの距離

5(4) 踏段上直部の障害物

障害物の状況

(記入例)

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールと転落防止柵とのすき間が200mmを超えている。	当面の措置として要是正とした転落防止柵に「すり抜け禁止」の張り紙を掲示した。	R3.5

エスカレーターの定期報告制度の運用に係る留意事項について

(国土交通省) 平成20年国土交通省告示第283号 (R3.4.1)

「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」

エスカレーターの定期報告制度の運用に係る留意事項について (概略)

それぞれ当該各号に掲げる検査事項について、同表(に)欄に掲げる基準に該当すると判定されたエスカレーターの部分(要是正部)について、当該エスカレーターの設置状況等により直ちに是正することが困難である場合は、当面の措置として、当該要是正部に人又は物の挟まれ、衝突又は転落の危険性について注意を促す掲示その他の挟まれ等を防止するための対策を講ずることが考えられること。また、当該対策が講じられている場合には、告示別記第5号の検査結果表中「特記事項」に当該対策について記載するよう指導すること。

- 一 (二) 転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間
外側板及び建物壁との進入防止用仕切板とのすき間、ハンドレールから仕切板までの距離
- 二 (四) 踏段上直部の障害物 障害物の状況

直ちに要是正部を是正することが困難である場合の当面の措置例について

(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(に) 判定基準	不適合条件	当面の措置 (※)
一 (二) 転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールの外縁と転落防止柵若しくは誘導柵とのすき間が140mm未満であること又は200mmを超えていること。	140mm未満	①危険個所を認識しやすくする又は ②利用者に注意を促す
			200mm超	①危険個所を認識しやすくする又は ②利用者に注意を促す
	外側板及び建物壁との進入防止用仕切板とのすき間	外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間が100mmを超えていること。	100mm超	①危険個所を認識しやすくする又は ②利用者に注意を促す
	ハンドレールから仕切板までの距離	ハンドレールから仕切板までの距離が50mm未満であること又は150mmを超えていること。	50mm未満	①危険個所を認識しやすくする又は ②利用者に注意を促す
150mm超			①危険個所を認識しやすくする又は ②利用者に注意を促す	
二 (四) 踏段上直部の障害物	障害物の状況	踏段から鉛直距離2,100mm以内に障害物があること。	2,100mm以内	①危険個所を認識しやすくする又は ②利用者に注意を促す又は ③衝突時の衝撃の緩和

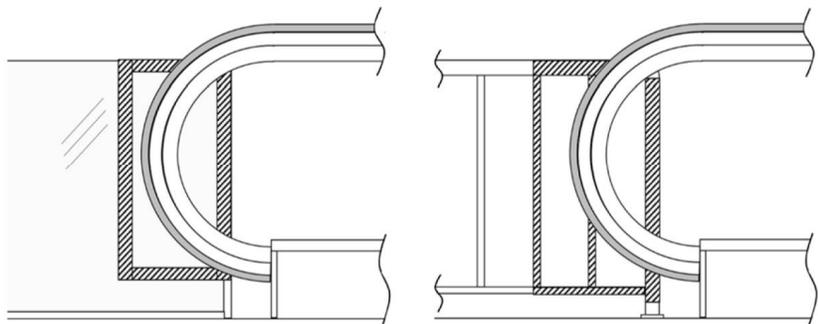
<当面の措置の具体例> ※個々の建築物の特性や利用者の特性に応じ、取るべき措置を勘案する。

- ① 危険個所を認識しやすくする・・・目立つ色のテープを張る、等
- ② 利用者に注意を促す・・・張り紙を掲示する、等
- ③ 衝突時の衝撃の緩和・・・緩衝材を設置する、事前に紙等の衝突しても衝撃の少ないものを同じ高さに掲示する、等

措置例 定期検査業務基準書 2021年追補版

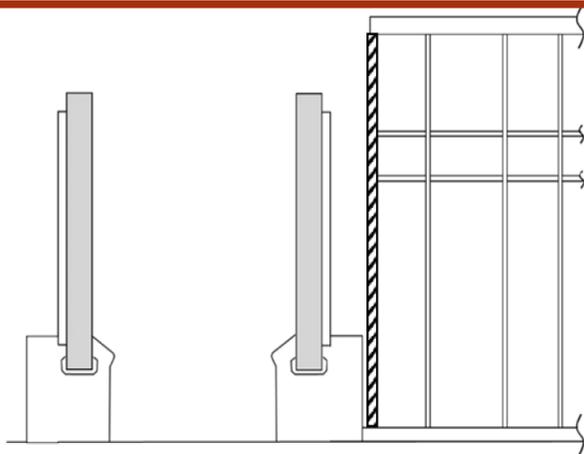
措置例1 ハンドレールと誘導柵のすき間

140mm未満又は200mmを超えている場合、対象となる誘導柵の当該箇所及びその周囲に警戒用テープを張り付け注意喚起する



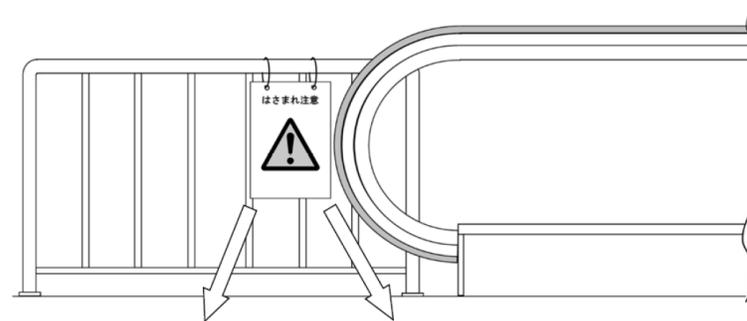
措置例3 ハンドレールと転落防止柵のすき間

140mm未満又は200mmを超えている場合、対象となる転落防止柵の当該箇所ほぼ全域に警戒用テープを張り付け注意喚起する



措置例2 ハンドレールと誘導柵のすき間

140mm未満又は200mmを超えている場合、対象となる誘導柵の当該箇所及びその周囲に注意を促す張り紙を掲示する。張り紙等は容易に外れることのないように取り付ける。



140mm 未満の場合



200mm を超える場合

エスカレーターの定期報告制度の運用に係る留意事項について

注意事項

- 「当面の措置」を実施しても「要是正」に変わりはなく、実施した場合でも特記事項は「要是正」と「当面の措置」を記載してください。
- 「当面の措置」に係る「改善策の具体的内容等」欄及び「改善(予定)年月」欄は、毎年、検査時に状況を確認の上、記載してください。

(記入例)

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切版及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールと転落防止柵とのすき間が200mmを超えている。	ハンドレールと誘導柵のすき間を改修。	—— 要是正
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切版及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールと転落防止柵とのすき間が200mmを超えている。	当面の措置として要是正とした転落防止柵に「すり抜け禁止」の張り紙を掲示した。	R3.5 当面の措置

- 近畿ブロックでは「当面の措置」について、次年度以降に記載がなかったとしても受付致します。